

◎佐賀県条例第32号

地方拠点都市地域の拠点地区内における県税の不均一課税に関する条例及び中心市街地における県税の不均一課税に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 地方拠点都市地域の拠点地区内における県税の不均一課税に関する条例（平成6年佐賀県条例第22号）
- (2) 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例（平成11年佐賀県条例第29号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。